

し、閩安協と会同して驗明し、兵を撥りて護送して出洋せしめよ。長行して回国するの日期を取具して通詳して題するを請え。仍お撫部院衙門の批示を候て。繳す。冊・結は存す」とあり。

又、巡撫部院劉（鴻翱）の批を奉ずるに、「詳の如く琉球国王に移知せよ。並びに該庁に行し、遣発して閩安鎮に至れば閩安協と会同して驗明し、兵を撥りて護送して出洋せしめよ。長行して回国するの日期を取具して具題するを詳請せよ。仍お督部堂衙門の批示を候て。繳す。冊・結は存す」等の因あり。此れを奉ず。

茲に遣発して回国せしむるの期に当たり、合に就ちに移知すべし。査照して施行せんことを、等の因あり。国に到る。此れを准く。

査するに、飄風の難民平氏友奇等及び附搭せる璩氏古波蛟等は、均しく貴司の、仰ぎて皇上の柔遠の至意を体し、俯して難民の遭風の苦情を憫れみ、^撫督兩院に転詳して意を加えて撫恤し、遣発して回国せしむるを蒙る。特に該難民等、共に再造の鴻恩を戴くのみならず、即ち拳国も亦た感激すること既^つざる無からん。茲に接貢の便に逢い、該難民等を將て各々本籍に回らしむるを除くの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩^ね為^がわくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十一年（一八四一）八月初二日

注*本文書は「二七二〇六」の咨覆である。

（一）知照「二七二〇六」では「査照」となっている。

2-173-07

国王尚育の、接貢のため存留通事毛有増等に付した執照

（道光二十一年「一八四一」、八、二）

琉球国中山王尚（育）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回する事の為にす。

案照するに、本爵は道光二十年秋に耳目官向国鼎・正議大夫林常裕等を遣わし、表章^①・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。業^す経^でに福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き聖禮を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥りて接回すべし。

此れが為に特に都通事鄭国宝等を遣わし、梢役共に八十九員名を帶領して海船一隻に坐駕し、前^すみて福建に至りて皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京より回^かる使臣向国鼎・林常裕・梁学孔を接^むえ、在閩の存留通事毛鳳彩等と与に還国せしめんとす。

但^ただ差^ちわす所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留し便ならざるを致すを恐る。此^②れが為に王府、礼字第二百七十九号の半印勘合の執照一道を給發して存留通事毛有増等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇^うる所の閩津及び沿海巡哨の官軍は、驗

実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 鄭国宝 人伴四名

在船使者二員 毛士英 人伴八名
武邦彦

存留通事一員 毛有増 人伴六名

管船夥長・直庫二名 金緒采 光開基

水梢共に六十五名

右の執照は存留通事毛有増等に付し、此れを准けしむ

道光二十一年（一八四一）八月初二日

注(1) 表章 表は(二七二〇二)(二七二〇三)(二七二〇四)(二七二〇五)(二七二〇六)(二七二〇七)は(二七一〇四)(二七一〇五)(二七一〇六)(二七一〇七)。

(2) 此 校訂本にはないが、他の執照等を参照して補った。

(3) 毛有増 久米系毛氏。国吉親雲上、のち垣花親方。道光二十一年（一八四一）の存留通事、同三十年の正議大夫。道光元年異国通事を務め、咸豊三年（一八五三）、五年には異国船来島の際、地方官と称して対応にあつている（『家譜(二)』九四六頁）。

(4) 金緒采 道光二十一年の管船夥長。手登根里之子親雲上（林世祿の譜、『家譜(二)』八七〇頁）。「宝案」では咸豊八年（一八五八）の在船通事として名がみえる。

2-173-08

国王尚育より福建布政使司あて、中国の難民顧雲生等および朝鮮の難民李光巖等の救助、護送について知らせる咨

（道光二十一《一八四一》、閏三）

琉球国中山王尚（育）、奉ぜる旨に欽遵して難人を解送する事の為にす。

道光二十一年三月二十二日、本国轄属の奇界島の地方官の報に拠るに称す。「道光二十一年正月十九日、海船一隻、風を被り本島の洋面に飄至する有り。礁に撞りて撃碎し、人口を淹斃す。即ちたに小船数隻を撥り撈救して活命す。詢たずねて浙江省杭州府仁和県の難人財副顧雲生等の口称に拠るに、『本船は、江南蘇州府長洲県嘉会銅局の坐商楊嗣亨の旨を奉じて東洋に遣発し銅觔を採辦する商船、金得泰と号するに係り、通船の人数は共計ともに一百一名なり。本省に在りて薬材・糖貨、以及呢羽・緞・嘩吱等の件を装載し、上年十二月二十日、乍浦の海口より放洋し、東洋に到らんと要もとむるに、一路風に遭い貴島の洋面に飄到す。礁に擱のりあげ撃碎し、現存するは雲生等六十二名、淹斃するは三十九名なり。理として合に報明すべし』等の語あり。隨即ただちに明幹なる妥役を派委し、難人の屍身三十三具を撈獲し、妥よしく棺を備えて致祭を為さしめ、殮埋して碑を立て標記す。其の余の六名は漂流して蹤無し。其の生を得たる六十二名を將て館を設けて安頓し、食を給して収養するも、奈いかせん舒高升一名、忽ち吐血の病症を患い